

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

令和3 年 6 月 30 日

厚生労働大臣 殿

くまりんくすかぶしきかいしゃ

届出者 くまリンクス株式会社

だいひょうとりしまりやく やまぐちみとく

代表取締役 山口美徳

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	43—ユー300216
(ふりがな) ④氏名又は名称	くまりんくすかぶしきかいしゃ くまリンクス株式会社
(ふりがな) ⑤所在地	〒868-0203 電話 0966 (37) 2075
	くまもとけんくまぐんいつきむらへいあざこばえ894ばんち10ごう 熊本県球磨郡五木村丙字小八重894番地10号
⑥適用開始・変更予定日	令和3 年 9 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別添届出制手数料表のとおり
⑧備考	届出担当者 事業部長 島巻弘充 (090-9571-5717)

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 43—ユ—300216

事業所の名称及び所在地 くまリンクス株式会社

熊本県球磨郡五木村丙字小八重 894 番地 10 号